



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.3.13

No. 3178

90.3.ダイヤ改強行を弾劾する

どこまで続くのか JRの安全無視

千葉支社の暴挙

たび重なる

JR当局・千葉支社は、三月十日「九〇・三ダイヤ」を、われわれの再三の団交申し入れ、解明要求を拒否し一方的に強行実施した。

われわれは、たび重なる千葉支社当局の暴挙を断じて許すことはできない。

その第一の理由は、「ダイヤ改」という労働者にとって最も重要な労働条件の決定をめぐる問題についてまでもに団交も行わず作業ダイヤも提示することなく「会社が決めたのだからやれる」と、あくまでも開き直っている点である。加えて強制配転者の原職復帰についても昨年の約束をホゴにして「知らぬ」「存ぜぬ」を決め込むというふ届き先着な態度に終始していることである。

第二は、新設された京葉電車区について、運転

士、検修、事務の作業量及び作業体制についての解明要求に対し何ひとつ具体的に答えず強行実施に踏み切ったことである。こうした前代見聞の暴挙

は、今後徹底的に追及していかなければならない。

第三は、当局が、JR総連革マルと結託し「業務移管」をはじめ卑劣な組織破壊に終始している点である。安全を無視し組合潰しにきゅうきゅうとなつているのがJR当局である。

津田沼浜野支部長に対し処分と強制配転を強行し、一方では業務命令違反と暴力行為、職場放棄した革マル永島を今なお擁護しているのだ。

われわれは、積年の怒りを爆発させJR当局とJR総連の結託体制打倒のために闘い抜くことを改めて決意するものであ

3月スト 貫徹へつき進もう

われわれは、宣言する。「九〇・三ダイヤ改」ともなう一切の問題の責任は当局の強行実施によるものである。

今後あらゆる機会をとらえ労働条件の改善、運転保安確立のために、たたかうことをここに宣言する。

第22回定期委員会へ

- 日時◎3月5日 13時から
- 場所◎県教育会館
- 議題
 - ①清算事業斗争勝利・3月ストライキ。
 - ②1~2月斗争総括。
 - ③90春斗争勝利。

全力で傍聴員体制を

報告

「85.11.第一波スト」公判用なれる。

次回いよいよ山場へ

三月五日、千葉地裁において、「清算事業団公判」「八五・一一第一波スト公判」が行われた。動労千葉は、いずれも重大な局面を迎えた両公判を、二月二十七日の地方法委勝利命令をひきつぎ、勝利をかちとるべく今までの公判を上回る傍聴団をもつてのぞんだ。事業団公判は、事実審理を行うことなく当局側から「早く、結審せよ」という

「要求」があり、また第一波スト公判では、「ストをやったことを組合は認めているので、それで充分」というトンデモイ攻撃が加えられている。しかし、こうした攻撃を打ち破りつつある。この日当局側承認として石井元労働課長の反対尋問が行われたが時間切れで次回ひきつづきとなった。次回公判は、五月二八日。